

松江市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「松江市耐震改修促進計画」に基づき、市の交付する松江市木造住宅耐震診断事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等^{はり}の主要構造部が木造の住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価であって、次のいずれかに該当する建築士が行うものをいう。
 - ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会が認定するJSCA建築構造士である者
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を修了した者
 - ウ 島根県木造住宅耐震診断士名簿に登載されている者
 - エ 島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登載されている者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等と認められる者

(補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、補助金等の交付の目的、交付対象建築物、補助金の額、補助事業者等及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金等の名称	松江市木造住宅耐震診断事業費補助金
補助金等の交付の目的	松江市内に存する木造住宅の所有者等が、当該木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
交付対象建築物	松江市内に存する昭和56年5月31日以前に工事着手された階数2階以下の木造住宅で、国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のものであって、建築基準法の規定（別に定めるものに限る。）に違

	反していないもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着手されたものは、既存部分（増築部分が構造上別棟であるもの）に限る。
補助金の額	耐震診断に要する費用に 40 分の 33 を乗じて得た額とし、3 万 3 千円を限度とする。
補助事業者等	木造住宅の耐震診断を実施する者
終期	令和 8 年 3 月 31 日

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象建築物の案内図、平面図、面積表
- (2) 登記事項証明書の写しその他の交付対象建築物の所有者等を確認できる書類
- (3) 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）
- (4) 建築確認通知書の写しその他交付対象建築物の建築年月日がわかるもの
- (5) 交付対象建築物の 2 面以上の外観写真
- (6) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (7) 所有者が複数人いる場合は、所有者全員の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）
- (8) 借家にあつては、借家人の同意書
- (9) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第 5 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る費用の請求書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指導監督）

第 6 条 市長は、補助事業者に対し、その補助事業を適正に実施させる為必要な指示を行い、報告書の提出を求めることができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。